

# 社会福祉法人ほおの木会 役員等報酬支給基準

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほおの木会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬	5, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬	5, 0 0 0 円

## (役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

## (兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬 (日額)	備 考
理事長業務報酬 (日額)	10,000円	職員との兼務がない場合
理事業務報酬 (日額)	7,000円	職員との兼務がない場合
評議員業務報酬 (日額)	7,000円	
監事監査指導報酬 (日額)	7,000円	